

## 新しい国民健康保険被保険者証を送付します

▷問い合わせ先＝国保年金課国保係(☎内線143・144)

### ■10月1日からは、新しい保険証を医療機関に提示してください

現在使用している国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は9月30日までです。

新しい保険証は9月末までに各世帯へ郵送します。

10月1日から医療機関で受診するときは、新しい保険証を提示してください。

今まで使っていた保険証は回収しませんが、10月1日以降は使用できなくなりますので、各世帯で破棄してください。



※特別な事情がなく国民健康保険税を1年以上滞納している世帯には、郵送による保険証の交付ができない場合があります。

※75歳以上の人の後期高齢者医療制度の保険証は、7月中に郵送しています。

※就学のために市外に住所を移した人の保険証は、有効期限が平成30年3月31日となっていますので、今回は郵送しません。

### ■健康保険に変更があった場合は届け出が必要です

国民健康保険(国保)加入者で住所を変更した人や他の健康保険に加入した人は、国保資格喪失の届け出が必要です。また、新たに国保に加入する人は、国保資格取得の届け出が必要です。手続きが遅れると、さかのぼって国保税を納めていただく場合や、国民健康保険と社会保険などで二重に保険料(税)がかかることがありますので、早めに

加入・脱退の手続きをしましょう。

なお、社会保険など他の保険資格取得日以降に、国保の保険証を使用して医療機関などを受診した場合、市が医療機関などへ支払った医療費を返還していただきます。新しい保険証が届いていない間に受診するときは、保険を変更したことを医療機関などに申し出の上、受診してください。

## 自賠責保険・共済に加入していますか？

▷問い合わせ先＝国土交通省東北運輸局岩手運輸支局輸送・監査部門(☎019-638-2155)

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成28年の事故発生件数は約50万件、死傷者数は約62万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は、車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全ての車・バイク1台ごとに加入が義務付けられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保証する制度で、被害者の救



済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いの仕組みなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

### 自賠責保険・共済なしでの自動車の運行は法令違反です

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含む全ての自動車に加入が義務付けられています。自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください。

(11) 広報大船渡お知らせ版 29.9.20(No.1111)

▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111

## インフルエンザ予防接種費用の一部を助成～対象は子どもと高齢者～

▷問い合わせ先＝健康推進課(☎@1581)

市では、インフルエンザの感染拡大防止のため、子どもと高齢者を対象に接種費用を助成します。

インフルエンザは、毎年冬から春にかけて流行します。特に子どもは気管支炎や肺炎、まれに脳炎を、高齢者は肺炎を合併して重症化する場合があります。

予防接種を受けることで、インフルエンザにからない、またかかっても症状が抑えられ、合併症になったり、亡くなったりする危険が低下することが分かっています。

抵抗力がつくまでには、接種から2週間ほどかかるため、12月上旬までに接種を受けると効果があります。

また、インフルエンザの予防には、予防接種を受けるだけでなく、日頃の手洗い、うがい、マスクの着用、せきエチケットが大切です。

### 《予防接種の実施医療機関》

#### ■大船渡市

医療機関名【電話番号】	子ども	高齢者
石倉クリニック【☎@2525】	●	●
いとう耳鼻咽喉科クリニック【☎@1333】	●	●
岩淵内科医院【☎@5355】	●	●
えんどう消化器科内科クリニック【☎@1555】	●	●
大津医院【☎@2673】	●	●
菊田外科医院【☎@4075】	●	●
菊池医院【☎@1620】	●	●
滝田医院【☎@3108】	●	●
山浦医院【☎@3121】	●	●
山崎内科医院【☎@4448】		●

#### ■陸前高田市

医療機関名【電話番号】	子ども	高齢者
県立高田病院【☎@3221】	●	●
鶴浦医院【☎@2125】	●	●
鳥羽医院【☎@3515】	●	●
二又診療所【☎@2220】	●	●
済生会陸前高田診療所【☎@7515】	●	●

#### ■住田町

医療機関名【電話番号】	子ども	高齢者
県立大船渡病院附属住田地域診療センター【☎@3121】	●	●

※●印の付いている医療機関で接種を受けることができます。

### ■子ども

▷対象＝生後満6カ月の乳児から中学生まで

▷接種回数

・13歳未満＝2回

・13歳以上＝1回

▷接種料金・助成額＝市が1回につき2,000円を負担します。料金は医療機関によって異なり、差額は個人負担となります。料金は直接医療機関にお問い合わせください。

▷接種方法＝左表の医療機関で接種してください。※その他の医療機関で接種を希望する場合は、事前にお問い合わせください。

※接種は予約制です。また、医療機関により接種可能な年齢などが異なりますので、医療機関に事前にお問い合わせください。

▷接種期間＝10月1日(日)～平成30年1月31日(水)

▷持参するもの＝母子健康手帳

※予診票は医療機関のものを使用してください。

### ■高齢者

▷対象＝次のどちらかに該当する人

・接種日に満65歳以上の人

・接種日に満60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器に重度の障がいがある人(詳しくはお問い合わせください)

▷接種回数＝1回

▷接種料金＝市が1人につき2,000円を負担します。料金は医療機関によって異なり、差額は個人負担となります。

▷接種方法＝左表の医療機関に予診票などを用意していますので、直接医療機関で接種してください。

※その他の医療機関で接種を希望する場合は、事前にお問い合わせください。

※事後の償還払いは行いません。

▷接種期間＝10月1日(日)～12月31日(日)

▷持参するもの＝健康保険被保険者証